

### 委員会行政調査報告

議会に設置されている3常任委員会及び議会運営委員会が、他市及び関係行政庁を訪問し行政調査を行いましたので、調査内容を報告いたします。

総務委員会・・・平成23年11月8日～11日

長野県佐久市、東京都小平市、東京都青梅市、千葉県船橋市、

産業建設委員会・・・平成23年10月4日～7日

新潟県糸魚川市、栃木県日光市、埼玉県志木市

教育厚生委員会・・・平成23年11月14日～17日

京都府宇治市、愛知県大府市、大阪府箕面市

議会運営委員会・・・平成24年2月14日～16日

兵庫県加西市、京都府木津川市

### 総務委員会

十一月九日 長野県佐久市

●佐久市新地域エネルギービジョンについて

エネルギー資源に乏しいわが国は、エネルギーの八割以上を海外に依存しており、特定のエネルギーへの過度の依存からの脱却と、地球温暖化問題に対する取り組みとして、佐久市では新エネルギーの供給安定性、経済性、環境負荷、導入の可能性などを踏まえ、年間日照時間が二千時間を超える豊かな太陽エネルギーと、水や森林などの自然エネルギーに恵まれた地域性を生かし、新エネルギー導入と省エネルギーの推進を市民、事業者、行政の協働により実践し、環境にやさしいまちの実現を目指すための七つの重点プロジェクトを掲げています。その中で最も力を入れている項目が太陽光発電・熱利用導入プロジェクトです。環境省のメガワットソーラー共同利用モデル事業の推進については、平成十八年度に十六の事業所により立ち上げられた有限責任事業組合「佐久咲くひまわり」により実施されています。また、公共施設や一般家庭における太陽光発電や熱利用システムの普及促進にも力を注いでおられます。他にもさまざまな自然エネルギーの導入プロジェクト等に取り組んでおられました。

十一月十日 東京都小平市

●小平市いきいき協働事業提案制度について

「小平市いきいき協働事業提案制度」は、平成二十一年度にスタートした事業で、市民活動団体やボランティア団体等からの提案に基づき、公共性の高い事業を市と協働で実施することで、地域が抱える課題の解決など、公益の増進に寄与することを目的に制定されています。

対象団体の要件は、市内在住の必要はありませんが、団体設立後一年以上経過していること、構成員が十人以上であることとなっており、対象事業の要件として、市内での実施、地域の課題解決に即していること、協働の相乗効果があること等となっています。毎年約六団体から提案があり約二事業が採択されているとのことです。この事業の成果としては、市民団体から実施してみたい事業を提案し、市で採択されれば事業として実施される、という意識が市民の中に醸成されてきており、今後も継続して実施していきたいとのことでした。

十一月十日 東京都青梅市

●新庁舎建設について

現庁舎は、昭和三十六年に建設されており、都市基盤整備の進展と人口増加に伴い、行政需要も多様化・高度化してきた。市は職員数を増加し、庁舎の増築や分室の設置

等を行い、市民ニーズに対応してきましたが、狭あい化は解消できず、窓口の分散化、建物の老朽化や耐震性不足、バリアフリーなどの問題により、市民サービスに支障をきたす状況となっていました。これらの問題を解決し、市民サービスの向上や多様化する市民のニーズに対応し、防災拠点施設となる新庁舎の建設に至ったとのことでした。建設事業費は、総額で八十八億九千二百七十三万円。財源内訳は基金と起債ですが、基金については多摩川競艇の事業収益があり、バブル景気の影響で基金が一気に積み上げられたこともあり、全て自主財源で建



▲小平市いきいき協働事業提案制度について説明を受ける委員

設されています。

庁舎の特徴は、市民の方が日常的に利用する窓口を一階にまとめ、利便性を図っておられます。免震構造を採用した災害対策室を常時設置し、地下には自家発電設備を備えています。また、地中熱の利用や太陽光発電、雨水を再利用するなどの自然エネルギーの活用とともに、自然換気システムの導入や屋上緑化など、環境にも配慮された庁舎でした。

十一月十一日 千葉県船橋市

●公金徴収の一元化について

船橋市では公金徴収を一元化することにより、徴収効率を向上させ、貴重な財源を確保すると同時に納付者の公正・公平性を図っており、国民健康保険料、保育料、介護保険料、下水道使用料、強制徴収の公債権及び市税など、九つの公債権の一元徴収を実施しています。市税の徴収率は以前から良かったのですが、市税以外の公債権等の徴収率が芳しくなかったため、それらを当時の債権回収対策班に徴収させてはどうか、ということから始まったとのことです。徴収率が向上し滞納額が縮減した理由としては、法律に基づき不動産、給与、売掛金等を徹底的に差し押さえることとしたこと、延滞金を徴収するようにしたことなどが、結果として徴収率の向上につながっていったとの説明がありました。

産業建設委員会

十月五日 新潟県糸魚川市

●ジオパークと地域活性化について

糸魚川ジオパークは、洞爺湖有珠山、島原半島とともに日本初の世界ジオパークネットワークに認定されており、ジオパークを活用した産業・観光振興や交流人口拡大の各種事業に取り組んでおられます。

主な取り組みとして「ジオパーク検定」

では初級、上級、達人の三段階のレベルを設定して実施されています。検定合格者はガイド育成講座へつなげたり、「ジオマスタリーのいる店」での特典を受けることができます。「ジオマスタリーのいる店」とは、ふだん観光客と接する機会が多い地元飲食店や事業所向けに実施している「ジオパークマスタリー講座」を受講することで、認定証のほり旗が交付され、受講者側には会社や店頭でジオパークの各種パンフレットを置いてPRに努めてもらうというもので、現在二百二十事業所、四百五十人が受講されているとのことです。

また、公共交通の整備として緊急雇用創出事業を活用し、市内ジオサイトや観光地をまわる循環バスも運行されています。

本市でもジオパーク関連の各種事業が実施されていますが、島原市にはないような取り組みもあり、大変参考になりました。



▲小滝地区ヒスイ峡ジオサイトでの現地視察風景

十月六日 栃木県日光市

●企業誘致への取り組みについて

日光市は、平成八年に「大日光工業団地」を整備しましたが、売れない期間が長く続いていました。合併後、新市長のトップセールスによる企業誘致活動を積極的に進め、食品関係の企業誘致に成功。豊かな自然環境と豊富で良質な地下水が食品製造業に適しているという高い評価を受け、その後は食品関係の企業を中心に、次々と企業誘致に成功しています。

担当窓口を一本化し、企業が求める情報提供には機敏に対応。また、立地に必要となる各種行政手続きや諸問題にも、企業と一緒に外向いて手続きや問題解決に当たるなど、

ワンストップでの対応に取り組んでおられます。

立地企業への優遇制度は、工場立地奨励金として固定資産税の九十%相当を五年間で一億円を限度として交付。誘致後の支援策では、工場の設備投資に対して工場施設等整備助成金として、同様に五年間で最大一億円の助成制度を条例化しています。

本市でも、豊かな自然と湧水などの共通点があり、今後の企業誘致の推進において大変参考となりました。

十月七日 埼玉県志木市

●「ジョブスポットしき」について

志木市には公共職業安定所がなく、雇用対策の一環として市民に身近な市役所で求職活動や職業相談ができるように、志木市ふるさとハローワーク「ジョブスポットしき」を開設しています。

市役所一階に部屋を設けて、求人検索端末機を四台設置し、ハローワークの相談員三名が常駐して窓口相談に当たっておられます。また、昨年六月からは「就労支援センター」を併設し、障がい者や生活困窮者への就労支援も行っておられます。

昨年度の実績は、一カ月平均で来客数が約七百八十人、うち新規求職者が約九十人、紹介件数二百八十人、就職件数約三十四人となっており、相談員一人につき月に約十人が就職に結びついているとのことでした。

### 教育厚生委員会

十一月十四日 京都府宇治市

#### ●空き教室活用による高齢者福祉施設事業について

宇治市では、平成九年、小倉小学校がふえ続ける空き教室を高齢者福祉施設に転用しています。全国で初めて総務省の地方分権特例制度の指定を受け、「学校の目的外使用」と難色を示していた文部省（文部科学省）の承認を得ました。新たに用地を確保してデイサービスセンターを建設する場合と比較すると、約五億八千万円の経費節減につながっています。

小学校では、四年生、五年生の福祉委員が週四回、昼休みの時間にデイサービスセンターの前でゲームやクイズ、お手玉をするなど、定期的な活動が行われています。また、隣接の保育園では、年二回、高齢者に対してお遊戯を披露する交流があります。

十一月十五日 愛知県大府市

#### ●WHO健康都市事業について

大府市は、総合計画において「健康都市」を市政の基本理念に掲げ、市民の健康に対する意識の向上や「あいち健康の森構想」の実現に向け、市民総ぐるみで健康づくりの推進を図るため、昭和六十二年三月に「健康づくり都市宣言」が行われました。

そして、「健康づくり都市宣言」から二十一年目を迎えた平成十八年、健康都市の原点に立ち返り、世界で行われているさまざまな健康都市の取り組みを理解し、健やかなまちづくりを進めるために、WHOの健康都市連合に加盟しています。

従来から行われている健康づくり推進員や食生活改善推進員を中心として、市民の活動の活性化、ウォーキングトレイルの整備、市民の協働による緑化活動によって「健康都市」を目指しています。

十一月十六日 大阪府箕面市

#### ●施設一体型小中一貫校の建設及び小中一貫教育について

箕面市は、大阪府が開発する水と緑の健康都市に、小中一貫教育のパイロット校として、PFIにより施設一体型の小中一貫校を建設しておられます。平成二十年四月に開校し、小中学校の九年間を、前期四年、中期三年、後期二年に区分し、心身の発達段階に応じ九年間を見据えた学習、生徒指導を行い、学力の向上等、教育効果を高めています。また、市内他校においても、小中連携の視点からの学習指導・生徒指導の工夫・改善や「ふるさとみのお」の学習の体系化、小学校英語活動の充実など、小中一貫教育を展開しておられます。メリットとして、小学生にとっては、中学生が同じ空間にすることで、身近にワン

ランク上のモデル像を確立できるとともに、中学校教職員からの理解が得られる。また、中学生にとっては、小学生と接することで自尊心の向上やリーダーシップが育成されることともに、馴染みのある小学校教職員が同じ空間にいる安心感が得られる等が挙げられています。



▲小中一貫教育の校舎で説明を受ける委員

### 議会運営委員会

二月十五日 兵庫県加西市

#### ●議会改革に向けた取り組みについて

議会基本条例制定の経緯は、市民と議会との距離を縮め、議会に関心をもってもらうという機運が議員の間で高まり、制定

されたとのこと。議会改革特別委員会では、議会に対する市民の思いや評価などを把握することを目的に全世帯対象のアンケートを実施。その結果をもとに市民との懇談会や執行部との意見交換を行い、議会基本条例骨子（案）を作成されています。その骨子案は、パブリックコメントの実施や全世帯への配付、ホームページへの掲載をしたとのこと。骨子案をもとに条例の素案を作成し、説明のための懇談会を実施。その後、パブリックコメントや懇談会で寄せられた意見等をもとに修正された議会基本条例案に対し、全議員の了解が得られ、平成二十二年六月定例会で可決されたとのことでした。

二月十六日 京都府木津川市

#### ●議会改革に向けた取り組みについて

木津川市は平成十九年に三町で合併しましたが、各町での議会運営方法が異なっていたことから、まずそれぞれの課題の整理に取り組んだとのこと。その結果として一問一答方式、一般質問や代表質問、反問権の付与等、通常は議会基本条例の中で規定するような項目を、議会基本条例の制定前に先行した形で実施されています。

平成二十二年三月に、同年十二月までの議会基本条例制定を目的に議会基本条例策定特別委員会が設置されています。基本条例に反映させるための市民アンケートを



▲議会改革の取り組みについて説明を受ける委員

施し、その結果を考慮して作成した条例案の市民説明会を三カ所で開催されています。また、条例制定前に、試行的に議会報告会を市内四カ所で開催したとのことです。本特別委員会は、最終案がまとまるまでに十六回開催され、当初の目標どおり十二月定例会において全員賛成により可決されています。制定までの期間が短いようにも思われますが、合併後の一期目の議員で制定しようという強い思いと、三町合併の市議会だからできたものだと思っっているとのことでした。

九州地方整備局雲仙復興事務所における雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊影響に関する技術的検討の実施並びに同事務所の防災監視・観測体制をさらに強化し継続させることを求める意見書

国におかれては、雲仙普賢岳噴火災害を契機として平成五年に雲仙復興事務所を開設され、砂防事業の推進を初め地域高規格道路「島原道路」の整備促進など、地域と一体となり事業の推進を図られているところである。

しかし、雲仙普賢岳では、噴火活動が終息した現在でも、山体斜面には約一億七千万立方メートルの火砕流堆積物があり、山頂部には約一億立方メートルの岩塊が溶岩ドームとして不安定な状態で存在している。このドームは、冷えながら自重沈降し放射線状に動いており、周辺から小規模な崩落が見られる。さらに溶岩ドームに大規模な亀裂が生じており、地震や大雨による大規模な崩壊が懸念されている。

一方、同事務所の火山砂防事業の進捗状況は、現在まで約九割に達しているが、対象事業は降雨による土石流対策に関するものであり、溶岩ドーム崩壊を想定した対応は、事業対象となっていないのが現状である。溶岩ドームの崩落対策については、特に高度な専門的知識及び技術が必要であり、このことは、大規模災害に備えたハザードマップの作成など災害に強いまちづくりを推進する上で非常に重要な課題である。

よって、国におかれては、住民の生命と財産を守り、災害に強いまちづくりの構築という崇高な理念のもと、下記の点について強く求めるものである。

記

- 一、溶岩ドーム崩壊に伴い発生する現象及び被害の影響範囲を調査対象として、学識者の意見を反映させ、雲仙復興事務所の高度な技術力を駆使し早急に検討を実施すること。
  - 二、土石流及び溶岩ドーム崩壊に対する地元住民の懸念が払拭されない中、雲仙復興事務所を国の出先機関原則廃止の対象とせず、防災監視・観測体制をさらに強化し継続させること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月二十二日

島原市議会

鳥獣及び野犬被害防止対策の充実を求める意見書

近年、野生鳥獣による農作物や家畜への被害は、深刻な状態にあり、その被害は経済的損失にとどまらず、農家の生産意欲を著しく減退させ、ひいては農村地域社会の崩壊を招きかねない等、大きな影響を及ぼしている。

野生鳥獣による農作物被害額は、平成二十一年度において全国で二百十三億円、前年度に比べて十四億円増加している。鳥獣被害全体の七割がイノシシ、シカ、猿、カラスによるもので、農作物の被害にとどまらず、山林の荒廃を招き、豪雨時の土砂流出被害にもつながっているとの指摘もある。また、最近の報道によると、野犬の家畜等に対する被害が増加傾向にある。

このような状況を踏まえ、国においては平成十九年十二月、議員立法（全会一致）により、「鳥獣被害の防止のための特別措置に関する法律」が成立。これに基づき鳥獣被害防止総合対策交付金の支給や地方交付税の拡充、都道府県から市町村への捕獲許可の権限委譲など、各種支援の充実が図られてきた。

しかしながら、生息域の拡大を続ける野生生物による被害防止を確実なものとするためには、ハード・ソフト両面による地域ぐるみの被害防止活動や地域リーダー、捕獲従事者の育成、被害農家へのより広範な支援などの対策の強化が不可欠である。また、野生生物の保護並びに被害防止対策のための適切な個体数管理の上からも、正確な頭数の把握は欠かせないが、その調査方法はまだまだ十分なものとはいえず、早期の確立が望まれる。

よって、国におかれては、鳥獣被害防止の充実を図るため、下記事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

記

- 一 地方自治体が行う被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- 二 鳥獣被害防止対策に野犬を加えること。
- 三 現場では有害鳥獣及び野犬対策についての専門家が不足していることから、専門的な知識や経験に立脚した人材の養成及び支援策を講ずること。
- 四 有害鳥獣及び野犬の正確な生息数の把握ができる調査方法を確立すること。
- 五 効果的な野生鳥獣及び野犬被害防止対策を構築すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月二十二日

島原市議会